

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人萌生会 国定病院 訪問リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)		
所在地	〒719-0303 岡山県浅口郡里庄町大字浜中93-141		
事業者指定番号	3312710035	医療機関コード	271,003,5
	TEL 0865-64-3213 FAX 0865-64-3299		
	里庄町・浅口市・笠岡市		

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、国定病院の理学療法士または作業療法士が適正なリハビリテーションを行います。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に生活の質の確保を重視した、在宅療養が継続してできるように支援する。 事業の実施にあたっては関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業所の職員体制等

職種	員数	通常の勤務体制
理学療法士 作業療法士	各1名	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 午前9時～午後6時 (祝祭日を除く) 土曜日 午前8時30分～午後12時30分(祝祭日を除く)

4. 営業時間

営業日	毎日	ただし、国民の祝祭日、国民の休日 年末年始(12月30日午後～1月3日)は除きます。
営業時間	午前9時～午後12時、午後2時～午後6時 ただし 土曜日は 午前9時～午後12時	

- * 上記時間の外、電話により緊急時の対応を行っています。
緊急時電話番号 0865-64-3213

5. 概要

- 機能回復訓練――利用者の状況に適した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
- 日常生活動作訓練――食事・入浴・排泄・着替えなどの日常生活動作の援助、自立に向けての訓練を行います。
- 住宅改修及び福祉用具アドバイス――手すりや段差解消、福祉用具の利用による住宅環境の整備についてアドバイスをします
- 相談及び援助――利用者及びそのご家族からの如何なる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

6. 利用料

介護報酬の告示上の利用者負担額（令和6年6月1日）

サービスの内容	自己負担	要介護の方	要支援の方	全額の場合
訪問リハビリテーション費（1単位20分）		308円／単位	-	3080円／単位
予防訪問リハビリテーション費（1単位20分）		-	298円／単位	2980円／単位
サービス提供体制強化加算		6円／単位	6円／単位	60円／単位
リハビリテーションマネジメント加算イ		180円／月	なし	1800円／月
リハビリテーションマネジメント加算ロ		213円／月	なし	2130円／月
短期集中リハビリテーション実施加算 （3ヶ月以内）		200円／日	200円／日	2000円／日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 （3ヶ月以内）		240円／日	なし	2400円／日
移行支援加算		17円/1回	なし	170円/1回
退院時共同指導加算		600円/1退院 につき	600円/1退院 につき	6000円/1退院 につき

短期集中リハビリテーションの場合、週2単位以上の利用となります。

短期集中リハビリテーションの期日の起算（カッコ内）は退院・退所日または認定日から数えます。

※介護保険の限度枠を超えた場合、保険料の滞納などの理由により介護保険の適応を受けられない場合は全額分を請求します。

7. 記録の整備と個人情報に関して

当事業の利用に際してお聞きした情報などは他者に一切漏らしません。しかしサービス担当者会議などでの情報提供により利用者に有益になると判断される事柄については重要事項説明を受けたことに対する『同意書』に基づき使用致します。診療録は利用終了後から2年間保管致します。

8. 緊急時の対応

訪問リハビリテーションの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講じます。

9. 苦情申し立て先

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応致します。

当事業所窓口	電話番号	0865-64-3213
	FAX番号	0865-64-3299
	相談・苦情担当者	リハビリテーション科 鎌田 浩幸
	対応時間	平日 午前9時～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後12時30分

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等が出来ます。

里庄町健康福祉課	0865-64-3111
浅口市健康福祉部	0865-44-7113
笠岡市介護保険課	0865-69-2139
岡山県国保団体連合会	086-223-8811

10. 第三者機関の評価

当院では行っておりません。

11. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者名：鎌田 浩幸

前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

13. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

14. 衛生管理等

当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位 について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

15. 就業環境の確保

当事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。